



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機  
代表者名 取締役社長 大西 朗  
(コード番号 6201 東証・名証 第 1 部)  
問合せ先 執行役員経理部長 河井康司  
(TEL 0566-22-2511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 11 日に開催予定の第 137 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。なお、取締役の責任免除に関する条文の一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 27 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
(監査役の責任免除) 第 35 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第 35 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

以 上